

# 母子父子寡婦福祉資金のご案内



母子家庭・父子家庭・寡婦（かつて母子家庭の母であって、現在配偶者のいない方）の経済的自立とお子さんの福祉増進のために、必要な資金をお貸しします。



## ○ 貸付対象者について

市内に居住する母子家庭の母、父子家庭の父および寡婦等で20歳未満のお子さん等を扶養している方です。

## ○ 資金の種類、貸付限度額について

- ・裏面「母子父子寡婦福祉資金一覧」をご覧ください。
- ※ 就学支度資金、修学資金、修業資金については、合格前の申請も受け付けています。



## ○ 貸付の要件・連帯保証人について

- ・税金や返済金の滞納がなく、または多額の負債がない方
- ・連帯保証人は、原則として一定以上の所得があり、償還完了予定時の年齢が70歳未満の方
- ・就学支度資金、修学資金、就職支度資金、修業資金については、児童が連帯借受人として加われる方
- ・日本学生支援機構奨学金、秋田県育英会奨学金、社会福祉協議会教育支援資金等の貸付を受けていない方（修学資金・技能習得資金）
- ※ 他の資金と併用できる資金もありますので、ご相談ください。

## ○ 償還（返済）について

据置期間終了後、各資金ごとに設定されている償還期間内に元利均等払い（年賦・半年賦・月賦のいずれか）となります。納付方法は、原則として、ご指定いただく預金口座から自動振替とさせていただきます。なお、納付期限が過ぎると法律の定めにより、年3%の違約金が加算されます。

- ※ この資金は、借り受けた方からの償還金が、次に借りるひとり親家庭の方への財源になりますので、無理のない償還計画を立て、必ず償還してください。



## ○ 貸付の決定について

提出された申請書や添付書類等により審査を行います。資金の貸付には、申請を受付してから一ヶ月程度かかります。

- ※ 審査の結果、ご希望に添えないことがありますので、ご了承ください。



## 相談・貸付から償還（返済）までのながれ

相 談

**必ず、事前にご相談ください。**

必要な資金の内容、生活収支状況等について確認させていただきます。  
※ 来庁前に予約の電話をお願いします。



申 請

**申請書と添付書類を提出してください。**

申請書と添付書類については、事前にお伝えします。



審 査

**貸付についての審査を行います。**

収入状況および生活費収支内訳等により貸し付けることで自立につながるか、償還可能かを審査します。審査の結果、貸付の目的を達成することが困難と思われるとき、償還計画が成り立たないときは、貸し付けできない場合があります。



貸付決定

**貸付の可否について、ご本人様宛に通知します。**

貸付決定された場合は、「借用書」・「印鑑証明書」を提出していただき、償還方法を決定します。



資金交付

**交付請求書を提出していただき、資金を交付します。**

継続資金について

修学資金等、貸付限度額が月額となっている資金については、分割して交付します。また、毎年手続が必要となりますので、ご注意ください。貸付中にひとり親ではなくなった、子を扶養しなくなった、退学したなどで対象者ではなくなった場合は、その後の貸付はできなくなります。



償還（返済）

**貸付決定時に決めた償還方法で償還していただきます。**

就学中など、支払猶予できる場合もありますので、詳しくはご相談ください。



償還完了

**償還完了後、借用書を返却します。**



問合せ先

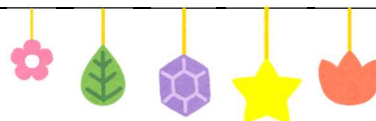
秋田市子ども未来部 子ども福祉課（給付・支援担当）

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号（秋田市役所本庁舎2階）

電話 018-888-5690

F A X 018-888-5693

E-mail: [ro-chab@city.akita.lg.jp](mailto:ro-chab@city.akita.lg.jp)



【母子父子寡婦福祉資金貸付一覧】

(令和8年4月1日現在)

資金種類	貸付対象等	貸付金額の限度	据置期間	償還期間	利率※1	
事業開始資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の母又は父</li> <li>寡婦</li> <li>母子・父子福祉団体</li> </ul>	事業を開始するために必要な設備、什器、機械等の購入資金	母子・父子福祉団体 372万円 558万円	貸付の日から1年間	7年以内	年1.0%
事業継続資金		現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	186万円	貸付の日から6ヶ月間		
修学資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の母又は父が扶養する児童</li> <li>寡婦が扶養する子</li> <li>父母のいない児童</li> </ul>	高校・大学等に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	修学資金限度額 一覧表参照	卒業後 6ヶ月以内	20年以内 専修学校 (一般課程) 5年以内	無利子
技能習得資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の母又は父</li> <li>寡婦</li> </ul>	知識や技能を習得するために必要な授業料、材料等及び高等学校の修学・入学に必要な資金	月額 68,000円 運転免許 460,000円 (特別分)一括 816,000円	知識技能習得期間満了後 1年以内	20年以内	年1.0%
修業資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の母又は父が扶養する児童</li> <li>寡婦が扶養する子</li> <li>父母のいない児童</li> </ul>	事業開始または就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金	月額 68,000円 (特に必要と認めた場合) 460,000円		20年以内	無利子
就職支度資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の母又は児童</li> <li>ひとり親家庭の父又は児童</li> <li>寡婦</li> <li>父母のいない児童</li> </ul>	就職するために直接必要な被服や自動車等を購入する資金	110,000円 (特別分)340,000円	貸付の日から1年間	6年以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童は無利子</li> <li>他は年1.0%</li> </ul>
医療介護資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の母又は児童</li> <li>ひとり親家庭の父又は児童</li> <li>寡婦</li> </ul>	医療・介護保険の保険料自己負担分及び通院に要する交通費等に必要な資金	介護分 500,000円 医療分 340,000円 (特に必要と認めた場合) 510,000円	医療・介護を受けた後 6か月以内	5年以内	
生活資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の母又は父</li> <li>寡婦</li> </ul> <p>(借受人が生計の中心者でない場合、貸付限度額は79,000円とする。現に扶養する子のない寡婦及び現に扶養する子の生計を維持していない寡婦への貸付も同様とする。)</p>	知識技能を習得している間の生活費として	月額 141,000円	知識技能習得期間満了後 6か月以内	20年以内	年1.0%
		医療・介護を受けている間の生活費として	月額 118,000円		医療・介護を受けた後 6か月以内	
		母子家庭等となって間もない(7年未満)母等の生活の安定と継続を計るための生活費として	月額 118,000円 (貸付合計額上限は 2,832,000円)	貸付終了後 6か月以内	8年以内	
		養育費の取得に係る裁判等に関する費用としての貸付も可	1,296,000円		5年以内	
	失業中の生活の安定と継続を計るための生活費として	月額 118,000円	10年以内			
<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の母又は父</li> </ul>	家計が急変し、児童扶養手当受給相当まで所得が減少した母等の生活の安定と継続を図るための生活費として	児童扶養手当に準拠した額(全部支給の額)の範囲内				
住宅資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の母又は父</li> <li>寡婦</li> </ul>	住宅の建設、購入、補修、保全、改築又は増築するのに必要な資金	150万円 (特に必要と認めた場合) 200万円	貸付の日から6か月間	6年以内 (特別分は7年以内)	
転宅資金		住居移転するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000円		3年以内	
就学支度資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の母又は父が扶養する児童</li> <li>寡婦が扶養する子</li> <li>父母のいない児童</li> </ul>	就学・修業するために必要な被服等の購入に必要な資金(小・中学校分は経済的困窮時のみ)	就学支度資金 限度額一覧表参照	修学又は修業終了後 6ヶ月以内	就学 20年以内 修業 5年以内	無利子
結婚資金	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の母又は父</li> <li>寡婦</li> </ul>	扶養する児童が結婚するために必要な挙式披露宴の経費及び家具等の購入資金	340,000円	貸付の日から6か月間	5年以内	年1.0%

※1 有利子の資金は、連帯保証人を設定することにより無利子で貸付を受けることができます。

【修学資金貸付限度額（月額）一覧表】※2

単位：円

学校等種別		学年別		1年	2年	3年	4年	5年
		国公立	私立					
高等学校 専修学校（高等課程）	国公立	自宅通学		27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学		34,500	34,500	34,500		
	私立	自宅通学		45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学		52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学		31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学		33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学		48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自宅外通学		52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校 （専門課程）	国公立	自宅通学		67,500	67,500			
		自宅外通学		78,000	78,000			
	私立	自宅通学		89,000	89,000			
		自宅外通学		126,500	126,500			
短期大学	国公立	自宅通学		67,500	67,500			
		自宅外通学		96,500	96,500			
	私立	自宅通学		93,500	93,500			
		自宅外通学		131,000	131,000			
大学	国公立	自宅通学		71,000	71,000	71,000	71,000	
		自宅外通学		108,500	108,500	108,500	108,500	
	私立	自宅通学		108,500	108,500	108,500	108,500	
		自宅外通学		146,000	146,000	146,000	146,000	
大学院	修士課程		132,000	132,000				
	博士課程		183,000	183,000	183,000			
専修学校（一般課程）				55,500	55,500			

【就学支度資金貸付限度額一覧表】※2

単位：円

学校等種別		自宅通学	自宅外通学
小学校		91,600	
中学校		101,000	
専修学校一般課程及び国公立の高等学校、専修学校（高等課程）		150,000	160,000
私立の高等学校、専修学校（高等課程）		410,000	420,000
国公立の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）		410,000	430,000
私立の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）		580,000	590,000
国公立の大学院		380,000	
私立の大学院		590,000	
修業施設	中学校卒業生	150,000	160,000
	高等学校卒業生	272,000	282,000

※2 入学金・授業料減免、給付型奨学金などを受けられる場合は、その額を控除した額が限度額となります。